

スーダンのワシントン条約(CITES)に係る野生動植物等の輸出許可書発行手続きの変更について

令和 7 年 6 月 24 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

1. 概要

スーダンのワシントン条約に係る野生動植物等の輸出許可書発行手続きが変更されました¹。変更された手続きでは、スーダン CITES 当局がイニシャル CITES 輸出許可書/再輸出証明書(Initial CITES Export Permit/ Initial CITES Re-export Certificate。以下「イニシャル輸出許可書」という。)を発行し、輸入国側の CITES 当局から輸入の同意が得られてから、ファイナル CITES 輸出許可書/再輸出証明書(Final CITES Export Permit/ Final CITES Re-export Certificate。以下「ファイナル輸出許可書」という。)を発行することになりました。これを踏まえて、日本はスーダンからの野生動植物等²の輸入手続きは、下記のように行うこととします。

2. 外国為替及び外国貿易法に係る輸入手続きについて

(1)経済産業省での輸入承認又は事前確認の申請が必要な貨物について

- ・ イニシャル輸出許可書では、輸入承認や事前確認の申請はできません。イニシャル輸出許可書を入手した輸入者(申請者)は、まず経済産業省野生動植物貿易審査室(経済産業局ではありません)までご連絡ください。当室からスーダン CITES 当局に輸入の同意を連絡します。
- ・ スーダン当局からファイナル輸出許可書が発行されてから、輸入承認又は事前確認の申請を行ってください。(生きた動物の事前確認は、当分の間、経済産業局ではなく本省が受け付けます。)その他の手続きは、通常のものと同様です。

(2)通関時確認が必要な貨物について(上記(1)以外)

- ・ イニシャル輸出許可書では、輸入申告はできません。イニシャル輸出許可書を入手したら、まず経済産業省野生動植物貿易審査室までご連絡ください。当室からスーダン CITES 当局に輸入の同意を連絡します。
- ・ スーダン当局からファイナル輸出許可書が発行されてから、貨物をスーダンから輸出を指示するとともに、ファイナル輸出許可書の原本を入手してから日本の税関で輸入申告をしてください。ただし、輸入申告時に税関はファイナル輸出許可書について、経済産業省野生動植物貿易審査室に確認を行います。確認にお時間がかかる可能性がありますので、ご注意ください。その他の手続きは、通常のものと同様です。

ご不明な点がありましたら下記あてに照会してください。

【問合せ先】 経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723(直通)

¹ https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-033_0.pdf

² 生きている動植物だけでなく、部分や派生物も含まれます。